公益財団法人東京都農林水産振興財団
魅せる木の都市推進プロジェクト事業実施要領

令和８年 10 月１日付８農振財森第 883 号

（目的）
第１　公益財団法人東京都農林水産振興財団魅せる木の都市推進プロジェクト事業実施要綱（令和８年 10 月１日付８農振財森第 880 号。以下「実施要綱」という。）に基づいて実行する魅せる木の都市推進プロジェクト事業の運用に必要な事項を定め、その円滑な実施を図ることを目的とする。

（用語の定義）
第２　この要領における用語の定義は次に掲げるとおりとする。
(1) 木材
「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」（平成 28 年法律第 48 号。以下「クリーンウッド法」という。）第２条第１項に定める「木材等」のうち、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する基本方針」において掲げられた木材をいう。
(2) 合法性確認木材
クリーンウッド法第７条第２項に定める「合法性確認木材等」のうち、木材をいう。
(3) 多摩産材認証協議会
東京の木多摩産材認証制度を運営する任意団体。東京の木多摩産材の認証を行うほか、当該制度の理念に賛同し規定要件を満たした事業者等を、登録事業者または利用事業者として認定する。以下「協議会」という。
(4) 東京の木多摩産材
東京都の多摩地域で生育し、適切に管理された森林等から生産され、協議会によって産地の証明と合法性が確認された木材をいう。
(5)「東京の木多摩産材」認証製材
東京の木多摩産材のうち、伐採から製材までの過程を一貫して協議会の登録事業者が取り扱った製材品をいう。以下「認証製材」という。
(6)「とうきょうの木」商品
東京の木多摩産材を原材料として、協議会の利用事業者が製造した商品等をいう。

（事業の募集及び申請）
第３　公益財団法人東京都農林水産振興財団（以下「財団」という。）の理事長（以下「理事長」という。）は、支援の対象となる事業を募集する。
２　前項に規定する募集については、次に定める事項に基づき実施する。

(1) 応募対象者

実施要綱第３に定める支援の対象事業（以下「本事業」という。）を、補助金を除く補助対象経費について自己資金又は借入金を保有し実施可能な者。ただし、国又は地方公共団体は対象としない。

(2) 応募対象施設

応募対象者が運営する、東京都内の一般の利用に供される民間施設（以下「当該施設」という。）。

(3) 支援対象事業の内容

別表のとおり

(4) 申請

本事業に対する補助金交付を目的に、申請を行う者（以下「申請者」という。）は、下記ア～オの書類を（5）の提出先まで郵送又は持参し提出すること。

ア　魅せる木の都市推進プロジェクト事業申請書（第１号様式）

イ　事業計画書（第２号様式）

ウ　経費内訳書（第３号様式）

エ　チェックリスト兼誓約書（第４号様式）

オ　その他理事長が必要と認める書類

(5) 提出先

公益財団法人東京都農林水産振興財団森の事業課

(6) 応募期間

理事長が別に指定する開始の日から終了の日までとする。

（事業の承認）

第４　理事長は、第３第２項（4）の申請があった時は、申請内容の確認を行い、適切と認められるものについて事業の承認をする。

２　理事長は、前項に基づき承認をしたことについて、魅せる木の都市推進プロジェクト事業の承認について（第５号様式）により申請者へ通知する。

３　理事長は、前項の承認に際し、必要な条件を付すことができる。また、本事業の承認を受けた申請者（以下「交付対象事業者」という。）が条件を満たすことができない場合は承認を取り消すことができる。

（補助金交付申請）

第５　交付対象事業者は、公益財団法人東京都農林水産振興財団魅せる木の都市推進プロジェクト事業費補助金交付要綱（令和８年 10 月１日付８農振財森第 884 号）に基づき、理事長に補助金の交付を申請するものとする。

２　本事業の実施期間は、補助金の交付決定の日から令和 13 年（2031 年）３月 31 日までとする。

（補助金の交付決定と契約締結）

第６　交付対象事業者は、本事業実施に関わる契約締結及び事業着手について、理事長から補助金の交付決定通知を受けた後に行うものとする。

ただし、本事業のうち、補助対象箇所の整備とそれ以外の建築又は整備に係る契約を一体として行う必要がある場合等について、やむを得ない事情により交付決定前に当該契約及び契約に類するもの（材料発注含む）を行う必要がある場合は、交付対象事業者はその理由を具体的に明記した、交付決定前契約等届出書（第６号様式）を理事長へ提出することとする。また、契約を、その全体又は一部について既に行った後であり、かつ本事業に係る補助対象箇所の工事に着手していない場合、交付決定前契約等及び既契約の内容と理由を具体的に明記した交付決定前契約等経緯届出書（第７号様式）を理事長へ提出することとする。

理事長は、当該届出を受理したときは、交付決定前契約等届出書受理通知書（第８号様式）又は交付決定前契約等経緯届出書受理通知書（第９号様式）により通知する。

（助言指導等）

第７　理事長は、本事業の適切かつ効果的な実施のため、交付対象事業者に対して助言指導を行うことができる。

２　理事長は、本事業を円滑に進める上で必要と認められる場合は、交付対象事業者に対して報告を求めることができる。

（電子情報処理組織による申請等）

第８　申請者は、第３第２項（4）の規定に基づく申請、第５の規定に基づく補助金交付申請、又は第６の規定に基づく交付決定前契約等届出若しくは交付決定前契約等経緯届出（以下「申請等」という。）について、財団が指定する電子情報処理組織を使用する方法（以下「補助金申請システム」という。）により行うことができる。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第９　理事長は、第８の規定により行われた申請等に係る第４第２項の規定に基づく承認、又は第６の規定に基づく交付決定前契約等届出書受理若しくは交付決定前契約等経緯届出書受理について、当該通知等を補助金申請システムにより行うことができる。

（その他）

第10　この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則（令和８年 10 月１日付８農振財森第 883 号）

この要領は、令和８年 10 月１日から施行する。

別表（第３関係）

事業区分	事業の内容
共通	下記ア～オの全てを満たすこと。 ア　使用する多摩産材をはじめとする国産木材（以下「多摩産材等」という。）は、国内で合法的に伐採・流通された合法性確認木材であること。 イ　補助金申請額は下限 250 万円、上限 5,000 万円であること。なお、補助金申請額は千円未満切り捨てとする。 ウ　当該施設に「とうきょうの木」が使用されている旨を、施設利用者及び施設情報の閲覧者に対して明示し、発信すること。 エ　東京都と財団が木材利用促進のために管理又は制作するウェブサイト等に使用できる完成写真データを３枚以上提供できること。 オ　耐火性、耐久性及び安全性等の観点から木材が適切に使用されていること。
１　内装の木質化 ２　木製什器の設置 ３　その他の効果的な活用	下記ア～カの全てを満たすこと。 ア　当該施設の利用者が特定の団体や契約会員等のみに限定されず、誰でも利用できること。 イ　当該施設の利用者数が年間３万人以上であるか、又はそう見込めること。ただし、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成 22 年法律第 36 号）に基づく「建築物木材利用促進協定」の締結事業者等については、協定に基づき整備する当該施設を含む施設全体の利用者数とする。 ウ　当該施設の延べ床面積が 100 ㎡以上であること。 エ　内装の木質化は、床・壁・天井等の表面の仕上げ材に、多摩産材等を 1 ㎡当たり 0.01 ㎥ 以上使用し、多摩産材等のうち認証製材を 30%以上使用すること。 オ　木製什器は、全ての木材に東京の木多摩産材を使用した「とうきょうの木」商品であること。加えて、東京の木多摩産材の材積が１㎥以上であること。 カ　その他の効果的な活用は、木材が目に触れることができるものであること。加えて、全ての木材が認証製材であり、かつ、その材積が１㎥以上であること。ただし、PR サイン等として活用する場合については、材積に関わらず補助対象とする。

4　外壁の木質化（軒天等含む） 5　外構の木質化（木製遊具等の不動産含む）	下記ア～エの全てを満たすこと。 ア　当該施設において、補助対象が都民等の目に容易に触れることができる場所にあり、以下(1)～(3)のいずれかに該当すること。 (1) 公道又は都民等が通行できる一般交通の用に供する通路（以下、「公道等」という。）に面していること。 (2) 都民等が立ち入れる敷地内にあること。 (3) 公道等から都民等の目に容易に触れることができること。 イ　多摩産材等のうち、認証製材が 30%以上使用されていること。 ウ　外壁の木質化は、補助対象となる面積の 30%以上が多摩産材等で覆われていること。加えて、多摩産材等を 1 ㎡当たり 0.01 ㎥以上使用すること。 エ　外構の木質化は、多摩産材等を 1 ㎡当たり 0.012 ㎥以上使用すること。

（注）「認証製材」には、原材料の全てが東京の木多摩産材である木材の建材を含むものとする。

第１号様式（第３関係）

年　　月　　日

公益財団法人東京都農林水産振興財団
理事長　　殿

申請者　住　　所
法人名等
代表者名　　印

公益財団法人東京都農林水産振興財団
魅せる木の都市推進プロジェクト事業申請書

公益財団法人東京都農林水産振興財団魅せる木の都市推進プロジェクト事業実施要領第３の規定に基づき、事業計画書等を添えて申請します。

記

１　事業実施施設
　　施設名称：
　　施設住所：

２　施設完成後の権利譲渡（□あり　□なし）※無償譲渡に限る
　　ありの場合、譲渡の予定時期（　　年　　月　　日）

３　別紙資料
①　事業計画書（第２号様式）
②　経費内訳書（第３号様式）
③　チェックリスト兼誓約書（第４号様式）

第２号様式（第３関係）

事業計画書

１　事業概要

施　設　名　称	
施　設　住　所	住　　所： 取得状況： ☐取得済（☐所有地、☐借地（契約期限：　年　月　日　　年契約）） ☐取得予定（☐所有地、☐借地（契約期限：　年　月　日　　年契約）） 取得元：☐国有地、☐公有地（自治体名：　）、☐民間
施　設　用　途	
応　募　要　件	内装の木質化、木製什器の設置又はその他の効果的な活用をする場合の確認事項： ☐特定の団体や契約会員等のみに限定されず、誰でも利用できる施設に該当します。 ☐公的な資金の使途として、社会通念上、不適切であると判断される事業（「風俗営業等の規制及び適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）」第２条に規定する風俗営業等）を目的とした施設・設備には該当しません。（上記に該当するテナントの入居が想定される場合を含む。） ☐年間利用予定者数は３万人以上　（年間利用予定者数：　　人） ☐施設全体の延床面積は100㎡以上（施設全体延床面積：　　㎡）

施設のコンセプト、国産木材及び多摩産材の使用箇所の内容等
※木材利用の目的や意図について記載してください。 ※国産木材、多摩産材の使用箇所について記載してください。耐火性、耐久性及び安全性等の観点から、設計及び維持管理上の配慮についても簡潔に説明してください。

事業区分 (↓該当箇所を☑)		木質化する箇所の名称、数量 ※図面・積算資料・その他資料と一致すること		木材使用量 国産木材	多摩産材
□	内装の木質化		㎡	㎥	㎥
			㎡		
			㎡		
			㎡		
		内装を木質化する面積計(A)	㎡	木材使用計(B)	㎥
				多摩産材割合	%
				1㎡当たり(B)/(A)=	㎥
□	木製什器の設置				㎥
□	その他の効果的な活用				㎥
□	外壁の木質化		㎡	㎥	㎥
			㎡		
			㎡		
			㎡		
		外壁を木質化する面積計(C)	㎡	木材使用計(E)	㎥
		補助対象となる面積 (D)	㎡	1㎡当たり (E)/(C)=	㎥
		木質化割合(C)/(D)×100=	%		
□	外構の木質化		㎡	㎥	㎥
			㎡		
			㎡		
			㎡		
		外構を木質化する面積計(F)	㎡	木材使用計(G)	㎥
				1㎡当たり (G)/(F)=	㎥
外壁・外構 多摩産材割合					%
木材使用量合計				㎥	㎥

２　事業に係るスケジュール（予定）

契約	工 事 契 約：　　年　　月　　日 ※補助対象箇所が別契約となる場合は、別契約の日付
着手	全体工事着手：　　年　　月　　日※補助対象箇所が別契約の場合記載不要 補助対象箇所：　　年　　月　　日 補助対象箇所の材料発注：　　年　　月　　日
完成	全　　体：　　年　　月　　日※補助対象箇所が別契約の場合記載不要 補助対象箇所：　　年　　月　　日

※具体的な日付が未定の場合、月までの記載も可とする。

３　「とうきょうの木」を活用した旨のPR計画

・サイン等PRの内容、場所、サインの数等　※図面別添 ・印刷物やホームページ等による広報計画

４　他補助金の利用の有無

□	なし	□	あり　　（←該当するものに☑）
（「あり」の場合は右の欄を記載）		交付団体： 補助金事業名： 担当窓口：	

（添付資料：様式自由）

① 事業の位置図

② 事業の設計図（国産木材及び多摩産材の使用箇所、サイン等PRの位置がわかる平面図等）

③ 事業の工程表

④ 本人確認書類、定款等

⑤ その他必要と認められる書類（建築パース等）

（注）住所地が異なる複数の施設を申請する場合は、施設ごとに本様式を作成すること。

第３号様式（第３関係）

経費内訳書

１　収　入

	金　額（円）	備考	
財団補助金 (A)	円	※補助金額は千円未満切捨てとする 【内訳】	
		① 内装の木質化（※1）	
		多摩産材分(補助率2分の1)	円
		国産木材分(補助率3分の1)	円
		② 木製什器の設置	
		(補助率2分の1)	円
		③ その他の効果的な活用	
		(補助率2分の1)	円
		④ 外壁の木質化	
		(補助率2分の1)	円
		⑤ 外構の木質化	
		(補助率2分の1)	円
		⑥ 諸経費　※各金額の割合で按分	
		(補助率2分の1分)	円
		(補助率3分の1分)	円
自己資金 (B)	円		
小計（A+B） (補助対象経費)	円		
消費税（C） (補助対象外経費)	円		
計（事業費） (A+B+C)	円		

(※1) 内装の木質化に係る補助対象経費の総額（次頁の小計に記載）に、多摩産材、国産木材それぞれの使用材積（事業計画書（第２号様式）１事業概要２頁目の表に記載）の割合（%）及び補助率を乗じて算出すること。

2　支　出

事業区分	費　目	内　容 （規格、国産木材又は多摩産材の指定等）	数量	単　価	金　額	備　考
内装の木質化						
	小　計					
木製什器の設置						
	小　計					
その他の効果的な活用						
	小　計					
外壁の木質化						
	小　計					
外構の木質化						
	小　計					
諸経費						
合　計						
消費税						
事業費						

（注）

・積算内訳書等（金額の根拠となる見積書）の資料を原則添付すること。

・住所地が異なる複数の施設を申請する場合は、施設ごとに本様式を作成すること。

・消費税については、補助対象経費に含まないものとする。

第４号様式（第３関係）

東京都農林水産振興財団
魅せる木の都市推進プロジェクト事業チェックリスト

計画が建築基準法第６の規定に適合していますか
☐ はい ☐ 該当無し 該当無しの理由：
計画がその他の法令等に係る場合、その法令等を遵守していますか
☐ はい 【法令等名】 ☐ 該当無し

誓約書

公益財団法人東京都農林水産振興財団　理事長　　殿

公益財団法人東京都農林水産振興財団魅せる木の都市推進プロジェクト事業実施要領第３の規定に基づく応募について、本申請に係る行為にあたっては法規に遵守すること、並びに、関係書類の提出を求められた際は、遅滞なく提出することを誓約いたします。

この誓約に違反又は相違があり、補助金等の交付決定の取消しを受けた場合や、すでに補助金が交付されている場合における返還を命じられたときは、これに異議なく応じることをここに誓約いたします。

年　　月　　日

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

法人名等＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

第５号様式（第４関係）

農振財森第　　号
年　　月　　日

殿

公益財団法人東京都農林水産振興財団
理事長　　印

公益財団法人東京都農林水産振興財団
魅せる木の都市推進プロジェクト事業の承認について

年　月　日に申請のあった下記事業について、承認したことを通知します。

記

１　対象事業
　事業実施施設
　施設名称　：
　施設住所　：

２　承認条件
　本通知は、魅せる木の都市推進プロジェクト事業の対象事業として適切と認められたことを示すものであり、補助金の交付を確約するものではありません。
　別途提出される交付申請書を審査し、採択要件に満たない場合、補助金の交付対象となりません。なお、施設完成後において、採択要件に満たなくなった場合も同様です。

第６号様式（第６関係）

年　　月　　日

公益財団法人東京都農林水産振興財団
理事長　　殿

交付対象事業者　住　　所
法人名等
代表者名

公益財団法人東京都農林水産振興財団
魅せる木の都市推進プロジェクト事業交付決定前契約等届出書

公益財団法人東京都農林水産振興財団魅せる木の都市推進プロジェクト事業実施要領第６の規定により、交付決定前契約等について届け出ます。

記

１　対象事業
事業実施施設
施設名称　：
施設住所　：
補助対象箇所の実施期間
着工(予定)：　　年　　月　　日
完了(予定)：　　年　　月　　日

２　交付決定前契約等を行う内容
（１）工事契約
□該当あり　□該当なし　（※いずれかの□を選択）
締結(予定)　　年　　月　　日

（２）契約に類するもの（材料発注含む）
□該当あり　□該当なし　（※いずれかの□を選択）
締結(予定)　　年　　月　　日　※一番初めに締結するものを記載
内容　※実施概要を列挙

３　交付決定前契約等を行う理由

第７号様式（第６関係）

年　　月　　日

公益財団法人東京都農林水産振興財団
理事長　　殿

交付対象事業者　住　　所
法人名等
代表者名

公益財団法人東京都農林水産振興財団
魅せる木の都市推進プロジェクト事業交付決定前契約等経緯届出書

公益財団法人東京都農林水産振興財団魅せる木の都市推進プロジェクト事業実施要領第６の規定により、交付決定前契約等を行った経緯を届け出ます。

記

１　対象事業
事業実施施設
施設名称　：
施設住所　：
補助対象箇所の実施期間
着工(予定)：　　年　　月　　日
完了(予定)：　　年　　月　　日

２　交付決定前契約等を行った内容及び締結日

内　容:

締結日：　　年　　月　　日

※契約内容及び日付を証する書類（請負契約書の控え等）を添付すること

３　交付決定前契約等を行った経緯

第８号様式（第６関係）

農振財森第　　号
年　　月　　日

交付対象事業者　殿

公益財団法人東京都農林水産振興財団
理事長

公益財団法人東京都農林水産振興財団
魅せる木の都市推進プロジェクト事業交付決定前契約等届出書受理通知書

年　月　日に届出のあった下記事業に関する補助金交付決定前契約等届出書について、下記のとおり受理したことを通知します。

記

１　対象事業
事業実施施設
施設名称　：
施設住所　：

補助対象箇所の実施期間
着工(予定)：　　年　　月　　日
完了(予定)：　　年　　月　　日

２　申請の可否

３　注意事項
契約の行為者に異動があった場合は、速やかに報告すること。

第９号様式（第６関係）

農振財森第　　号
年　　月　　日

交付対象事業者　殿

公益財団法人東京都農林水産振興財団
理事長

公益財団法人東京都農林水産振興財団
魅せる木の都市推進プロジェクト事業交付決定前契約等経緯届出書受理通知書

年　月　日に届出のあった下記事業に関する補助金交付決定前契約等経緯届出書について、下記のとおり受理したことを通知します。

記

１　対象事業
事業実施施設
施設名称　：
施設住所　：

補助対象箇所の実施期間
着工(予定)：　　年　　月　　日
完了(予定)：　　年　　月　　日

２　申請の可否

３　注意事項
契約の行為者に異動があった場合は、速やかに報告すること。